

## 九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン検討委員会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン検討委員会」(以下『委員会』という。)と称する。

### (目的)

第2条 本委員会は、九州大学の移転に伴う九州大学箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分に向けて、その基本的な枠組みを示す「箱崎キャンパス跡地将来ビジョン」の検討を行うことを目的とする。

### (設置期限)

第3条 委員会の設置期限は、平成25年3月末までとする。

### (組織及び委員)

第4条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、九州大学総長及び福岡市長が委嘱する。

3 委員の任期は委嘱の日から平成25年3月末までとする。

### (委員長と副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、または、やむを得ず会議に出席できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

### (委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が召集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は原則公開とする。ただし、会議における審議内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報(非公開情報)に関するものであるとき、または、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

### (委員会の運営)

第8条 委員会の運営は、九州大学と福岡市が共同であたる。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年 3月25日から施行する。

別表

九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン検討委員会名簿（順不同）

氏名	役職名
出口 敦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
益村眞知子	九州産業大学 経済学部 教授
塚原 健一	九州大学 工学研究院 教授
田代 雅彦	財団法人九州経済調査協会 調査研究部長
松田 美幸	福岡地域戦略推進協議会
箱嶋 次雄	箱崎校区代表
山内 啓徳	東箱崎校区代表
斉藤 政雄	筥松校区代表
芝田 良倫	松島校区代表
漆間 道宏	社団法人九州経済連合会 常務理事
橋本 洸	福岡商工会議所 専務理事
阿部 弥門	財務省福岡財務支局 管財部長
岸 毅明	国土交通省九州地方整備局 建政部長
野田 誠一郎	福岡県企画・地域振興部副理事兼総合政策課長
増山 祐次	株式会社日本政策投資銀行 九州支店長
土橋 敏春	独立行政法人都市再生機構九州支社 都市再生業務部長
井戸 清隆	九州大学企画部長
坂井 猛	九州大学 新キャンパス計画推進室 教授
貞刈 厚仁	福岡市総務企画局長
馬場 隆	福岡市住宅都市局長